

明推協だより

発行 菺野町選挙管理委員会
菺野町明るい選挙推進協議会
〒510-1292
菺野町大字潤田 1250 番地
TEL 059-391-1101

第26回 参議院議員通常選挙

投票日 7月10日(日) 6月22日(水)公示
午前7時～午後8時

投票所

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 第1投票所
菺野町B&G海洋センター | 第5投票所
朝上地区コミュニティセンター |
| 第2投票所
菺野地区コミュニティセンター | 第6投票所
小島地区集落センター |
| 第3投票所
鵜川原地区コミュニティセンター | 第7投票所
千種地区コミュニティセンター |
| 第4投票所
竹永地区コミュニティセンター | 第8投票所
菺野町立菺野こども園 |

開票所

菺野町体育センター
令和4年7月10日(日)
午後9時15分～(予定)



明るい選挙キャラクター 選挙のめいすいくん

投票日に仕事や学業、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない方は…

期日前投票所 6月23日(木)▶7月9日(土)

をご利用ください

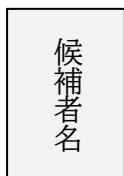
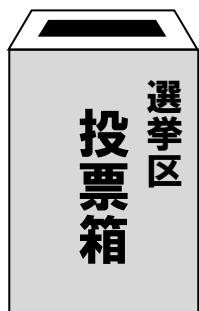
時間 午前8時30分～午後8時

場所 菺野町役場 2階会議室

*投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめご記入ください。

選挙区選挙

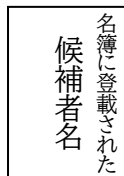
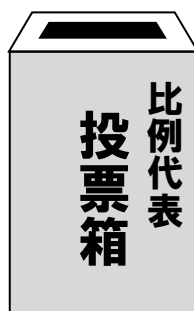
原則、都道府県の区域で行われ、候補者名を記載して投票します。



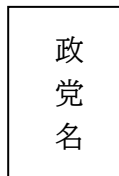
投票用紙は
クリーム色

比例代表選挙

全国を単位に行われ、名簿に記載された候補者名又は政党名を記載して投票します。
【当選順位について】政党の総得票数に基づいて各政党の当選人の数が決まります。
特定枠に記載されている候補者を名簿記載の順位のとおり当選人とし、その他の名簿記載者について、その得票数の最も多いものから順次当選人となります。



投票用紙は
白色



【当選順位のイメージ(特定枠〇人)】

第1位 候補者X	} 特定枠記載者を名簿記載の 順位のとおり当選人とする
第2位 候補者Y	
...	
第〇位 候補者Z	
第(〇+1)位 候補者A	} 特定枠以外の者について 得票数の最も多い順
第(〇+2)位 候補者B	
...	

投票できる方

- (1) 選挙人名簿に登録されている方で町内に住所がある満18歳以上の方
- (2) 今回の選挙人名簿に登録される方(次の項目に該当する方)
 - ① 年齢 … 平成16年7月11日以前に生まれた方
 - ② 住所 … 町内に住所があり、令和4年3月21日以前に住民登録し、投票日まで引き続き登録をされている方



僧兵めいすいくん

* 令和4年3月22日以降に新たに菰野町に転入された方は、転入前の住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

* 菰野町を転出された方で、新しい住所地の選挙人名簿に登録の無い場合でも、菰野町の選挙人名簿に登録のある方は菰野町で投票することができます。詳しくは菰野町選挙管理委員会までお問い合わせください。

入場券はすぐに確認をお願いします

投票所入場券は、6月22日以降に世帯主様宛に封書でお届けする予定です。ひとつの封書には、住民登録上同じ世帯の方について4名までの入場券が入っています。5名以上の世帯の場合、封書が2通以上に分かります。

入場券が届かない場合は、投票所の受付で選挙人名簿に登録されていることを確認後、投票いただけます。

投票所における感染予防対策について

- ☆ 投票所に手指消毒用アルコールを設置しています。
- ☆ 投票用紙の記入には、持参された筆記用具(鉛筆など)を使用できます。投票所に使い捨て鉛筆もあります。
- ☆ 記載台は間隔を空けて設置し、定期的に記載台等の設備を消毒します。投票所内の換気に努めます。
- ☆ 事務従事者は、マスクを着用し、手指消毒に努めます。
- ☆ 期日前投票所では混雑防止のため、事前に宣誓書(入場券裏面)へのご記入をお願いいたします。

投票日に投票所へ行けない方の投票方法

期日前投票

投票日の前でも投票できる制度です。期間 6月23日(木)~7月9日(土) 時間 午前8時30分~午後8時 場所は菰野町役場です。期日前投票所の混雑防止のため、事前に宣誓書(入場券裏面)へのご記入をお願いします。

遠隔地に滞在している方

投票日に仕事、学業などで遠隔地に滞在している場合は、滞在先の選挙管理委員会ですべての不在者投票をすることができます。公示日6月22日より前に投票用紙を請求いただけますので、お早めに請求してください。

病院、老人ホームに入所中の方

都道府県が指定する不在者投票施設(病院、老人ホーム)に入院、入所中の方は、当該施設において不在者投票ができます。不在者投票をされる方は、当該施設の病院長、施設長等にその旨を申し出てください。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険被保険者証等をお持ちの方で一定の要件に該当される方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。事前に「郵便投票証明書」を準備する必要がありますので、菰野町選挙管理委員会に申請してください。

また、新型コロナウイルス感染症患者又は感染したおそれのある方で、「外出自粛要請」を受けた方、宿泊施設内に収容されている方は「特例郵便等投票による不在者投票」ができます。

* 上記のうち期日前投票以外の投票を希望される方は、お早目に菰野町選挙管理委員会までご連絡願います。

みんなで行こう、明るい選挙



選挙制度等に関するお問い合わせ

菰野町選挙管理委員会

TEL 059-391-1101 FAX 059-394-3199